

最終処分場候補地選定調査に係る委託業務の条件付き一般競争入札 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、財団法人紀南環境整備公社（以下「公社」という。）が発注する最終処分場候補地選定調査に係る委託業務（以下「本業務」という。）について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上を図るため、本業務の条件付き一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の実施に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入札の公告)

第2条 本競争入札については、公社ホームページ（<http://www.keip.jp/>）及び公社事務局での掲示により公告するものとする。

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を入札公告例（別記第1号様式）により行うものとする。

- (1) 入札に付する業務の概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札参加手続等に関する事項
- (4) 入札等に関する事項
- (5) 開札等に関する事項
- (6) 審査に関する事項
- (7) 落札者の決定方法に関する事項
- (8) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 第1項の公告（以下「入札公告」という。）の期間（入札公告から第8条第1項に規定する入札書の提出期限までをいう。以下同じ。）は、20日（和歌山県の休日を含める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

(入札参加資格要件)

第3条 本競争入札に参加できる者は、単体企業で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 次に掲げる入札参加資格要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

また、公社構成市町村（田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町）から入札参加資格停止を受けていない者であること。

- ウ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行。以下「資格審査取扱い基準」という。）に基づく認定を受けている者又は資格審査取扱い基準第9条における資格の再審査に基づく再認定（以下「再認定」という。）を受けている者（以下両者を「資格認定等を受けている者」という。）であること。
 - エ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
 - カ 談合等による損害賠償請求を和歌山県及び公社構成市町村（田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町）から受けていない者であること。
- (2) 次に掲げる入札参加資格要件のうち入札公告で定める具体的要件を満たしていること。
- ア 入札に付する業務に対応した資格認定等を受けている者であること。
 - イ 同種業務等の実績に関する要件を満たしている者であること。
 - ウ 技術者に関する要件を満たしている者であること。
 - エ 本店又は営業所等の所在地に関する要件を満たしている者であること。
 - オ 過去の業務成績に関する要件を満たしている者であること。
 - カ その他財団法人紀南環境整備公社理事長（以下「理事長」という。）が定める要件を満たしている者であること。

（設計図書等）

- 第4条 設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。
- 2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間において行うものとする。
 - 3 設計図書等については、公社ホームページに設計図書等を掲載することにより、インターネットを利用して取得させることができるものとする。
 - 4 コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる業務については、電子媒体により配布することができるものとする。

（技術資料）

- 第5条 理事長は、第3条第2号に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、入札参加資格要件を満たすことを証明する資料（以下「技術資料」という。）の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を公社ホームページへの掲載等により、本競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に交付するものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第6条 設計図書等に対する質問は、質問書(別記第2号様式)により受け付け、入札公告の日から提出期間が始まる日までの間のうち、原則として3日間(休日を含まない。)の受付期間を設定するものとする。この場合、受付期間の最終日の受付終了時間は、午後4時とするものとする。

2 理事長は、前項の質問に対する回答を受付期間終了後、提出期間が始まる日までの間に、公社ホームページに掲載するものとする。ただし、これによりがたい場合には、公社事務局での掲示により公表するものとする。

(入札書の提出方法)

第7条 入札参加者は、入札書(別記第3号様式)を入札公告に示す場所に持参し提出しなければならない。この場合、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

(入札書の提出期限等)

第8条 入札書の提出期限(以下「提出期限」という。)は、入札公告に定めた開札予定時刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書の提出可能期間(以下「提出期間」という。)とする。

2 入札参加者は、入札書を提出期間内に提出しなければならない。

3 提出期間外に到達した入札書は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

(入札書の不受理)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、不受理とし、入札書不受理通知書(別記第4号様式)を添えて、当該入札者に返戻するものとする。

(1) 持参以外の方法により提出された入札書

(2) 提出期間外に提出された入札書

(入札の不成立)

第10条 入札公告で定めた開札日時において、次の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2人以上ないときは、この入札を不成立とする。ただし、再度公告をして行う入札については、この限りではない。

(1) 同一人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札書

(2) 金額の記入がない入札書

(3) 金額を訂正した入札書

(4) 入札書の業務年度、業務名又は業務場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

(5) 入札書の業務年度、業務名、業務場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7) 談合その他の不正な行為によってされたことが明らかであると認められる入札に係る入札書(第13条第5項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。)

- (8) 第3条に規定する要件を満たさないことが明らかであると認められる者がした入札書
(第13条第5項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。)

(失格)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札候補者となり得ない。

- (1) 2以上の入札をした者
- (2) 金額の記入がない入札書による入札をした者
- (3) 金額を訂正した入札書による入札をした者
- (4) 入札書の業務年度、業務名又は業務場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書による入札をした者
- (5) 入札書の業務年度、業務名、業務場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札をした者
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札をした者
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (8) 第3条に規定する要件を満たさない者
- (9) 指定する期限までに技術資料を提出しなかった者
- (10) 虚偽の技術資料を提出した者
- (11) 入札公告において指示した事項に反して入札をした者

(入札書の受領及び管理等)

第12条 公社事務局長は、受領した入札書を確認し、第9条の規定に該当する場合は不受理とするものとする。

- 2 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

(開札)

第13条 開札は、入札公告に示す日時に行うものとし、公社事務局長が開札予定時刻になったことを確認した後、入札者の面前において行うものとする。

- 2 公社事務局長は、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

- 3 入札執行回数は、3回を限度とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、その旨を告げ、開札手続を終了するものとする。

なお、2回目以降の入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者に限るものとする。

- 4 公社事務局長は、開札後直ちに入札書に通し番号を付し、提出のあった入札書の数を公表した上で、開札手続を終了するものとする。

- 5 公社事務局長は、開札手続終了後速やかに、入札書について第10条各号に規定する事由の有無を審査し、理事長は、同条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したかどうかの判断を行うものとする。ただし、理事長は、入札成立後であっても、開札

日において当該入札を不成立とすべき事由があったことを認めた場合は、当該入札を成立とした判断を取り消すこととする。

- 6 公社事務局長は、開札終了後、予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札した者を最低価格入札者とする。この場合において、最低価格入札者が2者以上ある場合は、理事長は当該最低価格入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、くじを行う日時及び場所は、理事長が指定するものとし、指定する日時及び場所に当該最低価格入札者が出席しない場合は当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

(落札候補者決定のための理事長による入札参加資格要件審査)

第14条 理事長は、前条の規定による当該最低価格入札者にファクシミリ又は電話により連絡し、書面による技術資料の提出を指示するものとする。

- 2 最低価格入札者は、理事長から技術資料の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内(休日を含まない。)に提出しなければならない。
- 3 一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、理事長が必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に関し、より詳細な資料を提出させることができるものとする。
- 4 理事長は、技術資料の受領後速やかに、最低価格入札者が第3条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第11条各号の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。
- 5 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第11条の規定による失格となった場合には、前項後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。
- 6 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書(別記第5号様式)により取りまとめ、公社で保存するものとする。
- 7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として5日(休日を含まない。)以内に行わなければならない。

(落札決定方法)

第15条 理事長は、前条に規定する手続を経て落札候補者となった者を落札者とするものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第16条 理事長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

- 2 理事長は、落札候補者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書(別記第6号様式)により通知をするものとする。

- 3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第17条 前条第2項の通知を受領した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、理事長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

- 2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書(別記第7号様式)を持参し、又は郵送して行うものとする。

- 3 理事長は、第1項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受領した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に回答するものとする。

- 4 当該苦情の申立ては、第14条から第16条まで及び前3項の事務の執行を妨げないものとする。

(入札結果等の公表)

第18条 理事長は、本業務の入札経過書(別記第8号様式)については、開札後及び落札決定後に速やかに、閲覧等により公表するものとする。

- 2 理事長は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札の延期、取り止め)

第19条 理事長は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。

(費用の負担)

第20条 入札書等及び苦情申立書の作成、提出等に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第21条 公社は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

- 2 本業務の入札関連書類は、公社ホームページに掲載するものとする。

附則

この要領は、平成21年12月11日から施行する。